

今から備える

生産緑地の

相続対策 個別相談会 & セミナー

「2022年」への備え、
できていますか？

指定された農地の固定資産税を減免する「生産緑地法」が2022年で施行30年を迎え、生産緑地の継続期間が終了いたします。
所有する生産緑地の継続解除問題、相続と土地承継をどう対策すればいいのか？
三井ホームでは、そうした生産緑地オーナー様への疑問に答えるセミナーを開催いたします。
この機会にぜひご参加の上、不動産運用の一助としていただければ幸いです。

5.27

土

【開場】12:30
【定員】30組様

参加費無料
完全予約制

会場

新宿三井ビル38階「セミナールーム」

交通

◎JR各線・小田急線・京王線「新宿駅」より徒歩約10分 ◎東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩約2分
◎都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」より徒歩約1分 ◎都営地下鉄新宿線「新宿駅」より徒歩約11分

セミナー 13:00～15:10 (休憩: 10分)

指定解除までの5年間に まずやっておくべき相続対策

- 生産緑地指定解除が及ぼす影響とは？
- 生産緑地の見直し整備、相続、有効活用のポイント
- 将来の相続を見据えた区画整理とは？

講師

総合建設コンサルタント
株式会社オオバ 事業ソリューション部 **岡田 寛之氏** [不動産コンサルティングマスター]



【プロフィール】生産緑地の相続対策をはじめ、財務省管轄の底地財産と借地権者の相続対策を伴った同時売却による処分業務。高齢者向け相続対策と不動産売却等、総合的に不動産相続をテーマにした業務に多く携わる。

個別相談会
15:10～

個別相談会

相談無料 / 事前予約制

皆様の個々のお悩みにお答えいたします。この機会にぜひご相談ください。

リフォーム・設計相談会も同時開催中!